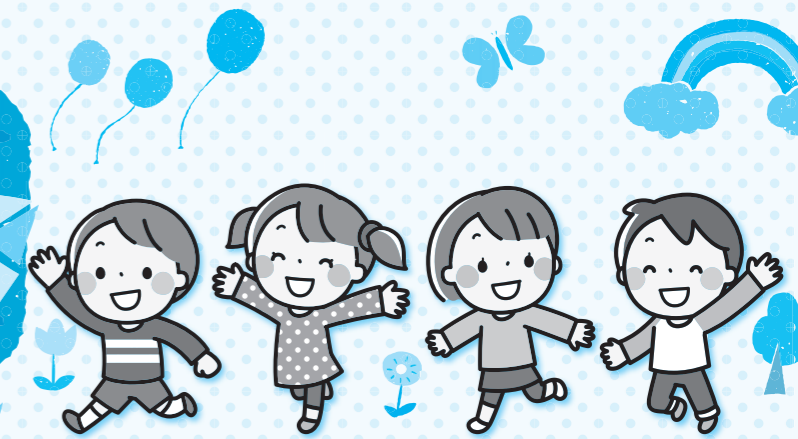
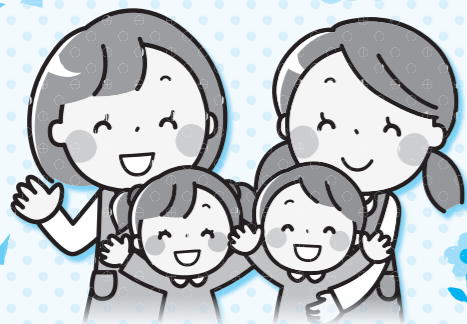


10月から

幼児教育・保育の無償化 が始まります



◆お問合せは…幼児教育課 (☎853-5362)

令和元年10月から、子育て世帯の負担軽減を目的とした幼児教育・保育の無償化が始まります。次の要件を満たす児童が対象です。

A 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育を利用する場合

- 無償化となるのは… (1) 3歳から5歳までのすべての子ども
(2) 0歳から2歳までの非課税世帯の子ども

(1) 3歳から5歳までのすべての子どもについて

- 3歳児クラス（年少）から5歳児クラス（年長）までが対象です。私立幼稚園の1号認定は、満3歳も対象です。
- 子ども・子育て支援新制度（平成27年度～）未移行の幼稚園に通う場合、無償化の上限は月額25,700円です。
- 給食費などの実費徴収については、引き続き保護者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子以降の子どもは、副食費（おかず・おやつ等）が免除されます。免除とならない世帯は、副食費に対してすこやか子育て支援事業の助成があります。助成の申請書は施設から配布します。

3歳から5歳	主食費 (ごはん・麺・パン)	副食費 (おかず・おやつ)	副食費のすこやか助成
・年収360万円未満 ・第3子以降	徴収	免除	
上記に該当しない	徴収	徴収	あり

※市内公立施設の場合、主食費と副食費は10月以降口座振替となりますので手続きが必要です。口座振替依頼書は、後日施設から配布します。

B 幼稚園の預かり保育を利用する場合

- 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 利用日数に応じて、月額最大11,300円までの範囲で預かり保育料が無償化されます。
- ※保育園の延長保育は無償化の対象にはなりません。

C 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合

- 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 事業を複数利用しても無償化となる月額の上限は変わりません。
- ・3歳から5歳までの子ども 月額37,000円まで
- ・0歳から2歳の住民税非課税世帯の子ども 月額42,000円まで

利用する施設や事業ごとに申請方法が異なります。市外施設を利用した場合も無償化の対象となります。

施設・事業	市内施設一覧	無償化となる条件		無償化の上限額	無償化のための申請		
		対象年齢	保育認定		必要書類	書類の配布時期	申請先
A 幼稚園 保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育	二田保育園 湖岸保育園 追分保育園 出戸こども園 昭和こども園 若竹幼児教育センター 天王幼稚園 追分幼稚園 事業所内保育園てんぶす メルシティ湯上園 ぼこぼこ園	3～5歳児 0～2歳児の 非課税世帯	不要	上限なし	不要		
A 未移行幼稚園	市内にはありません	3～5歳児	不要	月額25,700円	要	「子育てのための施設等利用給付認定申請書」	
B 預かり保育	出戸こども園 昭和こども園 若竹幼児教育センター 天王幼稚園 追分幼稚園	3～5歳児	要	月額11,300円	要		10月から 通園する施設
C 認可外保育施設	藤原記念病院付属保育所 託児室コロボックル	3～5歳児 0～2歳児の 非課税世帯	要		要		
C 一時預かり事業	湖岸保育園 追分保育園 昭和こども園 若竹幼児教育センター	3～5歳児 0～2歳児の 非課税世帯	要	・3～5歳児 月額37,000円 ・0～2歳児の 非課税世帯 月額42,000円	要	「子育てのための施設等利用給付認定申請書」 「就労証明書」 等	幼児教育課 (市役所2階)
C 病児保育事業	市内にはありません	3～5歳児 0～2歳児の 非課税世帯	要	※事業を複数利用しても月の上限額は変わりません	要		事業の申請時
C ファミリー・サポート・センター事業	湯上市ファミリー・サポート・センター(昭和子育て支援センター内)	3～5歳児 0～2歳児の 非課税世帯	要		要		湯上市ファミリー・サポート・センター